

2023年8月31日

日本原燃株式会社

事業部間整合を踏まえた設計審査委員会の運用について（整理方針等）

1. はじめに

震源を特定せず策定する地震動として「標準応答スペクトル」が規制に取り込まれたことを受け、燃料製造事業部と再処理事業部では、それぞれ事業変更許可申請書の作成に関する業務を実施した。

しかしながら設計レビューの内容や時期といった運用も含めて、両者に差異が生じていた。その理由は、後述するように燃料製造事業部の設計管理のルールにおいて、事業変更許可申請書の作成に関する業務との関係が明示されておらず、本申請に関わる業務の「設計の計画」で設計レビューの対象を限定して記載したためである。

本資料ではこれらの問題点を整理するとともに、今後の整理方針とスケジュールを報告する。

2. 設計管理の業務手順

(1)現状

「燃料製造事業部 設計管理要領」に定める設計管理の業務手順は、以下のとおりである。

- ・当社は、はじめに設計に関する業務全体を「設計の計画」として策定する。
- ・当社は、設計へのインプットとして、調達先への発注仕様を検討する。
- ・当社は、上記に基づき調達先への発注仕様書案を作成し、検証する。
- ・当社の発注仕様に基づき、調達先は設計を行う。
- ・調達先は当社に設計図書を提出し、当社はこれを検証する。

この業務手順は、燃料製造事業部と再処理事業部とで同じである。しかし燃料製造事業部の業務手順（設計管理の業務フロー図）では、事業変更許可申請書の作成に関する業務との関係を明示していなかった。そのため標準応答スペクトルの作成に係る設計業務では、調達先に実施させる解析業務に限定した「設計の計画」とし、その前後にある事業変更許可申請書の作成に関する業務を「設計の計画」に含めて策定できていなかった。

(2)今後の整理方針

「燃料製造事業部 設計管理要領」およびその下部規定を以下のとおり改正する。

- ・事業変更許可申請書の作成に関する業務を「設計の計画」に含めて定められるよう、ルール上で明確にする。

3. 設計審査委員会

(1)現状

燃料製造事業部の社内ルールでは、設計に関わる業務として、技術検討書等を対象として設計審査委員会による設計レビューを得ることとしている。本申請のような事業変更許可申請書の作成に関する業務（標準応答スペクトルの作成に係る設計業務）においては、その前後にある申請書作成に関わる業務を設計としてレビューする視点が抜けている。

なお、再処理事業部は、設計レビューの対象を限定した運用をしておらず、設計のインプットと事業変更許可申請等との整合性をレビューすることが明確になっている。

(2)今後の整理方針

燃料製造事業部の社内ルールにおいて、以下を明確にする。

- ・設計レビューの対象を限定せず、設計の目的に応じて検討し定めることとし、その例示をする。

4. スケジュール

燃料製造事業部の社内ルールを 2023 年 10 月末までに改正する。

また、既に策定済の「設計の計画」については、設計範囲や設計レビューが限定した運用がされていないか確認中である。事業変更許可申請書の作成に関する業務を設計の計画に含めていない場合は、「設計の計画」を 2023 年 9 月末までに改正する。

以上